

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に  
基づく個人番号の利用等に関する条例をここに公布する。

平成27年10月23日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 17 号

### 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

#### (町の責務)

第 3 条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

#### (個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用

して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

#### 別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例(昭和48年寒川町条例第7号)による重度障害者等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	寒川町小児の医療費の助成に関する条例(平成7年寒川町条例第7号)による小児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年寒川町条例第23号)によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

#### 別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例による重度障害者	次に掲げる情報であって規則で定めるもの

	等の医療費助成に関する事務であ って規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 障害福祉関係情報 (5) 自立支援関係情報
2 町長	寒川町小児の医療費の助成に関する 条例による小児の医療費助成に 関する事務であって規則で定める もの	次に掲げる情報であって規則で定め るもの (1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 障害福祉関係情報 (5) 自立支援関係情報 (6) ひとり親家庭等医療関係情報 (7) 児童手当関係情報
3 町長	寒川町ひとり親家庭等の医療費助 成に関する条例によるひとり親家 庭等の医療費助成に関する事務で あって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定め るもの (1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 障害福祉関係情報 (5) 自立支援関係情報 (6) 児童扶養手当関係情報